

大妻女子大学人間生活文化研究所賛助会員について

大妻女子大学人間生活文化研究所の活動へのご賛同および賛助会員としてご検討、心より感謝申し上げます。人間生活文化研究所の活動は、賛助会員の皆さまの支援によって支えられています。特に会費を原資とした大学院生の研究助成金は、新しい研究テーマの発掘や、国際的な研究交流の機会創出などに活用され、若手研究者の育成に貢献しています。どうか末長くご支援いただけますと幸いです。

大妻女子大学 副学長
大妻女子大学人間生活文化研究所 所長
田中 直子

<人間生活文化研究所について>

○目的

大妻女子大学（以下「本学」という。）の社会的貢献の一環として、本学が有する優れた諸々の知的資源を活用し、人間の生活文化全般にかかわる諸問題の基礎的研究及びその結果の応用発展について、広く国際的・学際的見地から総合的に研究、調査を行い、これらの成果を広く社会に提供することを目的とする。

○主な事業

- ・人間生活文化全般に関する各専門分野、及び各専門分野にまたがる研究及び調査並びに成果の発表
- ・共同研究、共同事業、受託研究及び受託事業
- ・人間生活文化に関する教育活動並びに地域への社会的貢献活動
- ・学術雑誌「人間生活文化研究」および電子書籍「Otsuma eBook」の刊行
- ・フォーラム、セミナー、講習会、公開講座等の開催
- ・文献その他研究資料の収集、整理及び保管
- ・コンサルティング事業
- ・研究員の受入れ、研修生の受入れ
- ・大学院生の研究助成

【賛助会員について】

賛助会員は人間生活文化研究所（以下「研究所」という。）の目的に賛同し、研究所が行う事業に協力しようとする企業・団体です。

賛助会員は、研究所が主催する研究発表会での発表機会や協賛、共同研究プロジェクトへの参画など、様々な形で研究・教育活動に参加いただけます。研究所ホームページでは賛助会員のロゴを公表してリンクを貼らせていただき、教育研究活動支援および社会的貢献を

していただいていることを広くアピールいたします。

【入会方法について】

別添の「入会申込書」にご記入の上、研究所宛てにメールもしくは郵送でご送付ください。
申込書に記載いただいたご連絡先にご入金に関わる資料をお送りいたします。

【賛助会費について】

1口12万円（1事業年度） 2口以上

※事業年度の途中で入会した1口の金額は、入会した月を含めて当該事業年度の残り月数
に1万円を乗じた金額とします。

※特別な理由がある場合は1口での入会も可能です。

【賛助会費の使途について】

事業目的を達成するため、研究費、奨学金および研究所基金等に使用いたします。

【税制上の優遇措置について】

賛助会費は私立大学への寄付金として扱われ、当該事業年度の損金に算入できます。手続き
によって、損金算入の額は異なります。

参考) 大妻学院ホームページ「税制上の優遇措置」

<https://www.otsuma.jp/donation/tax#guideline-11>

【問い合わせ、資料送付先】

○賛助会員全般

大妻女子大学人間生活文化研究所

〒102-8357 東京都千代田区三番町7-8 大妻女子大学図書館棟6階

TEL：03-5275-6047

E-MAIL：info@o-ihcs.com

Web サイト：<https://www.ihcs.otsuma.ac.jp/>

○税制上の優遇措置について

大妻学院総務センター寄付・募金グループ

TEL：03-5275-6407

E-MAIL：kifu@ml.otsuma.ac.jp

(2024年10月31日作成)

大妻女子大学人間生活文化研究所賛助会員入会申込書

令和 年 月 日

大妻女子大学人間生活文化研究所長 殿

貴学の研究所の活動に賛同し、事業に参加したいので、研究所賛助会員に申し込みます。

※太枠内に内容をご記入ください。

団体名	
担当者氏名	部門（部署） 氏名
所在地	〒 TEL: FAX: E-mail:
希望事項 （自由にお書きください）	
入会希望日	令和 年 月 日
口 数	口（年会費1口12万円）
備 考	

※会費の支払は銀行振込になります。後日、学校法人大妻学院から請求書を送付しますのでお振込をお願いします。

研究所長

大妻女子大学人間生活文化研究所賛助会員規程

平成 20 年 4 月 1 日制定

令和元年 5 月 20 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、大妻女子大学人間生活文化研究所規程（平成 20 年 4 月 1 日制定）第 13 条の規定に基づき、賛助会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第 2 条 賛助会員とは、大妻女子大学人間生活文化研究所（以下「研究所」という。）の目的に賛同し、その事業に協力しようとする企業、団体とする。

2 賛助会員は、研究所の事業に参加することができる。

(入会)

第 3 条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を研究所に提出し、研究所長の承認を受けなければならない。

(賛助会費)

第 4 条 賛助会員は、研究所に 2 口以上の賛助会費を納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、大妻女子大学人間生活文化研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議を経て、賛助会費を 1 口以上とすることができる。

3 1 口の金額は 1 事業年度につき 12 万円とする。ただし、事業年度の途中で入会した賛助会員の 1 口の金額は、入会した月を含めて当該事業年度の残りの月数に 1 万円を乗じた金額とする。

4 賛助会費は、毎事業年度の 5 月末日までに納入するものとする。ただし、事業年度の途中で入会した会員は、入会した月の翌月末日までに納入するものとする。

5 賛助会員が退会した場合又は除名された場合は、既に納入した賛助会費は返還しないものとする。

(賛助会費の使途)

第 5 条 賛助会費は、事業目的を達成するため及び研究所員の研究費、奨学金、研究所基金に使用する。

(退会)

第 6 条 賛助会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を研究所長に提出しなければならない。

(資格喪失)

第 7 条 賛助会員は、第 4 条第 3 項の規定に定める期間までに、正当な理由なく賛助会費を納入しない場合は、賛助会員の資格を失う。

(除名)

第 8 条 賛助会員の行為が研究所の会員としてふさわしくないと認められる場合は、運営

委員会の審議を経て、研究所長は当該賛助会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により除名する場合は、当該賛助会員にあらかじめ通知するとともに、除名の審議を行う運営委員会において、当該賛助会員に弁明の機会を与えなければならない。

(その他)

第9条 本規程に定めるもののほか状況に応じて必要な事項が生じた場合は、運営委員会の議を経て、研究所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月20日から施行する。